

相続手続き

～遺言について2～

Q. 父が亡くなり書棚の引出しから遺言書（公証人の署名と押印がついたもの）が見つかりました。内容を確認すると、遺言執行者に指定された人（知人である弁護士）は既に死亡しており、遺言の執行をどうやったらよいか分からなくなりました。また、記載されている財産の中に既に処分されている財産も記載されています。これによって、財産をもらえない相続人も出てくるのですが。

A. その遺言書は公正証書遺言と言われるもので、公証役場において証人2人が立ち会って公証人に口述して作った遺言と思われます。遺言を作成する段階では知人の弁護士も健在で、遺言者より先に亡くなることを誰も想定していなかったと思います。（同じ位の年齢の人を執行人にはするのちちょっと不安がありますね。）

遺言執行者がいなくなったときは、相続人から家庭裁判所（被相続人管轄地域）へ申立を行う必要があります。相続人から遺言執行者として相応しいと思われる人を指定することができます。その際には、推薦する人の戸籍謄本や登記されていない事項証明書等の必要書類を用意する必要がありますから注意して下さい。約2～3週間位で審判がおります。

遺言書作成時点において、記載されていた財産が存在しない場合には、相続できません。遺言者も自分が亡くなるまでその財産を残せるとは限りません。病院に出費したり、不動産や有価証券であれば上昇時点で売却したりすることも有り得ます。その時々で遺言書を作成し直せば良いのですが、なかなかそこまで出来ません。また、逆に遺言書に記載されていない財産が発見された場合には、

相続人間で協議の上、遺産分割を行うことになります。したがって、相続財産の一部は遺言により相続し、一部は遺産分割協議書により相続することとなります。

遺言書があるからと言って相続しないとは限りません。遺言書に特定相続人に全てを相続させるとか、相続人以外の人に遺贈（相続人以外の人が遺言で財産を取得する行為）する場合などは争いのもとになりますので、遺言書作成の際は、専門家にお尋ねになるのが肝要です。

